

韓国の国際疾病撲滅基金法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 国際貧困撲滅寄与金

- 1 国際連帯税と航空券連帯税
- 2 寄与金の導入経緯
- 3 寄与金の概要

II 国際疾病撲滅基金法

- 1 寄与金の期間延長
- 2 基金化への動き
- 3 法の概要と意義

おわりに

翻訳：国際疾病撲滅基金法

はじめに

2016年12月、韓国で「国際疾病撲滅基金法」⁽¹⁾が制定された。韓国では、航空券の料金に一定額を上乗せして徴収し、国際的な貧困対策等の財源として活用する航空券連帯税が、2007年9月から「国際貧困撲滅寄与金」の名称で導入されている。今回の立法は、これを国会が議決する恒久的な基金「国際疾病撲滅基金」に改めるためのものである。期限付きで導入されていた国際貧困撲滅寄与金が基金化されたことにより、将来にわたる安定的な運用が可能となった。

本稿では、第I章で最初に導入された国際貧困撲滅寄与金の導入経緯と概要を、第II章で恒久化された国際疾病撲滅基金の根拠法である「国際疾病撲滅基金法」の制定経緯と概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

I 国際貧困撲滅寄与金

1 国際連帯税と航空券連帯税

2000年9月、国連ミレニアム・サミットで「国連ミレニアム宣言」⁽²⁾が採択された。同宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権等の課題を掲げ、21世紀の国連の役割に

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年10月19日現在である。

(1) 「국제질병퇴치기금법 (법률 제14404호)」 국회법률정보시스템ウェブサイト (http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDet11010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDet11010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&contId=2016122000000001&contSid=0001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&viewGb=PROM) 原文の直訳は「国際疾病退治基金法」である。なお、本稿では「退治」を全て「撲滅」と訳出した。

(2) United Nations General Assembly, “Resolution adopted by the General Assembly: 55/2. United Nations Millennium Declaration,” A/RES/55/2, 18 September 2000. (<http://undocs.org/A/RES/55/2>)

関する明確な方向性を提示したものである⁽³⁾。さらに、同宣言を基に、2015年までに国際社会が達成すべき8つの目標を掲げた「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals: MDGs)⁽⁴⁾が設定された。MDGsの目標達成のため、各国では様々な取組が進められたが、その中で、既存の政府開発援助(ODA)を補完する新たな財源として、国際連帯税を活用しようとする動きが高まってきた⁽⁵⁾。

国際連帯税は、国際社会が協働で国境を越えた経済活動に課税し、開発途上国支援等の財源に充てるものであり、安定的な資金メカニズムを構築する点に大きな特徴があるとされる⁽⁶⁾。代表的なものに、国内から出発する航空便の航空券に一定額を上乗せして徴収する航空券連帯税、一定の金融商品の取引に対し課税する金融取引税、国際的な通貨取引に課税する通貨取引税等がある。

これら国際連帯税の導入へ向けた動きの中で、最初の成果として結実したのが、フランスの航空券連帯税である⁽⁷⁾。2004年12月、フランス大統領府は、国際連帯税に関する報告書「ランドー・レポート」を公表した⁽⁸⁾。これを基に2005年1月、当時のシラク(Jacques Chirac)大統領は、世界経済フォーラム(ダボス会議)において、航空券連帯税を含む国際連帯税の導入を国際社会に提案し、同年8月、フランスで航空券連帯税を導入することを発表した。その後、議会承認等の手続を経て翌2006年7月に導入された⁽⁹⁾。

航空券連帯税は現在、フランスのほか、韓国、チリ、アフリカ諸国の計14か国で導入されている⁽¹⁰⁾。前述のとおり、韓国では2007年9月から「国際貧困撲滅寄与金」(以下「寄与金」という。)の名称で導入され、アジアで初めての導入国となった。

2 寄与金の導入経緯

2005年9月、国連総会の基調演説において、当時の盧武鉉(ノ・ムヒョン)大統領は、国際社会における貧困と疾病の撲滅に対し、韓国として責任と役割を果たすと表明した。この演説以降、政府は開発途上国における貧困と疾病の撲滅を目的とした新たな財源確保

(3) 「ミレニアム開発目標(MDGs)とは」外務省ウェブサイト<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html#background>>

(4) ミレニアム開発目標は、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止、⑦環境の持続可能性確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進、の8つの目標と、その下に21の具体的なターゲット及び60の指標を定めている(同上)。なお、2015年9月にMDGsの後継として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が「国連持続可能な開発サミット」で採択され、2016年から2030年までの新たな目標となった。同アジェンダの概要については次の資料を参照。新井美希「近年の国際開発目標をめぐる動向—MDGsから2030アジェンダへ—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』898号、2016.3.10。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906768_po_0898.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(5) 高木晶弘「「国際連帯税」—開発資金調達をめぐる新しい展開—」『国際文化研究紀要』13号、2006.12、pp.67-92。横浜市立大学学術機関リポジトリウェブサイト<https://yuc.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1108&file_id=21&file_no=1>; 田中徹二「国際連帯税ならびにUNITAIDをめぐる動向と課題」『公共研究』3(4)、2007.3、pp.117-143。千葉大学附属図書館ウェブサイト<<http://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/900040548/34tanaka.pdf>>

(6) 『国際協力用語集 第4版』国際開発ジャーナル社、2014、p.106。

(7) 稲田十一ほか「MDGs達成のための資金調達と配分」秋山孝允・大村玲子編著『開発への新しい資金の流れ』国際開発高等教育機構、2010、pp.67-72。一般財団法人国際開発機構ウェブサイト<https://www.fasid.or.jp/_files/publication/kaihatu_6/3.pdf#search=%27MDGs%E9%81%94%E6%88%90%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%B3%87%E9%87%91%E8%AA%BF%E9%81%94%E3%81%A8%E9%85%8D%E5%88%86%27>

(8) 山口和之「トービン税をめぐる内外の動向」『レファレンス』745号、2013.2、p.42。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7800399_po_074502.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(9) 高木 前掲注(5)、pp.73-76。

(10) 2015年現在、フランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、コンゴ共和国、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ガボン、コートジボワール、モロッコ、ベナン、カメルーンで導入されている。グローバル連帯税推進協議会「持続可能な開発目標の達成に向けた新しい政策科学—グローバル連帯税が切り拓く未来—」2015.12、p.30。グローバル連帯税フォーラムウェブサイト<http://isl-forum.jp/wp-content/uploads/2015/12/GST_Final-report.pdf>

策の検討を行い、当時、フランスを中心に導入が進められていた航空券連帯税を導入する方針を固めた。⁽¹¹⁾

韓国において航空券連帯税の導入が必要とされた背景には、韓国のODAの規模がその経済規模に比して著しく小さく、韓国は国際社会の課題解決に消極的であるという印象を与えかねないとの懸念があった⁽¹²⁾。また、当時の潘基文（パン・ギムン）外交通商部（現外交部、部は省に相当）長官を次期国連事務総長の候補として推していた政府が、フランスの支持を得るために、航空券連帯税の導入を受け入れたとの証言もある⁽¹³⁾。

政府は2006年5月以降、航空券連帯税の導入に向けた法改正作業に着手し⁽¹⁴⁾、同年9月29日、寄与金の名称で航空券連帯税を導入するための韓国国際協力団法一部改正法律案⁽¹⁵⁾を国会に提出した。国会には、既に政府案と類似の改正法案⁽¹⁶⁾が議員提出法案として提出されていたため、後の国会審議の過程で、両者を一本化した同法一部改正法律案が、統一外交通商委員会案⁽¹⁷⁾として改めて国会に提出された。同委員会案は、2007年3月6日に国会本会議で可決され、同月29日に公布された（同年9月30日施行）⁽¹⁸⁾。なお、この法改正に伴い同法施行令も改正され、同年9月17日に公布された（同月30日施行）⁽¹⁹⁾。

3 寄与金の概要

上記改正法により、国内空港から出国する者（外国人を含む。）に対し、座席等級を問わず、一律1千ウォン⁽²⁰⁾の寄与金の徴収が開始された（同法第18条の2第1項）。ただし、2歳未満の子ども、外交旅券を有する者、乗換客、国際線乗務員等は対象外とされた（同法施行令第10条の2）。

(11) 외교통상부 『외교백서2007』 외교통상부, 2007, pp.140-141. <[http://mcms.mofa.go.kr/state/publication/whitepaper/2007/20071019/3776_file_2007\(kor\)_3.pdf](http://mcms.mofa.go.kr/state/publication/whitepaper/2007/20071019/3776_file_2007(kor)_3.pdf)>

(12) 박강호 「“국제빈곤퇴치기여금” 도입 계획」 『국제개발협력』 2006년4호, 2006.12, p.8. <http://lib.koica.go.kr/search/media/img/ART000000002121?metsno=000000013495&fileid=M000000013495_FILE000001>

(13) 盧武鉉政権において次期国連事務総長候補の選出に関わった李鍾奭（イ・ジョンソク）元統一部長官・元国家安全保障会議常任委員長は、次のように述べている。「国際社会に対する経済的な支援にはあまり積極的に乗り出せていない我が国であるが、この制度〔航空券連帯税制度〕だけは先進国よりも先に導入した。潘基文外交部長官を国連事務総長に当選させるためであった。アフリカを政治的影響下に置いていたフランスが、潘基文長官を国連事務総長候補として支持することの対価として、当時推進していた‘航空連帯寄与金〔航空券連帯税〕’制度に韓国が加わることを要求した。1ドル相当の小さな金額でも、海外に出る飛行機に乗る全ての国民に、税金のように義務的に賦課するという点において負担はあったが、国際援助の大義と、潘長官への支持獲得という実利のために、盧武鉉政権はこれを受け入れた。」（〔 〕内は筆者補足。） 이종석 『갈날 위의 평화—노무현 시대 통일외교안보 비망록—』 개마고원, 2014, pp.376-377.

(14) 외교통상부 前掲注(11)

(15) 「[175082] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (정부)」의안정보시스템 웹사이트 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=037137>> なお、同法に設立根拠を有している韓国国際協力団(KOICA)は、日本の国際協力機構(JICA)に相当する機関であり、政府の対外無償援助実施機関として1991年4月に設立された。

(16) 「[174564] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (정의용의원등 44인)」同上 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=035742>>

(17) 「[176185] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (대안) (통일외교통상위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N0G7F0Q2X2R8J1F3A2A3W0E6F1P8M1>

(18) 「한국국제협력단법 (법률 제8316호)」국회법률정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&contId=1991011400000001&contSid=0006&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&viewGb=PROM>

(19) 「한국국제협력단법 시행령 (대통령령 제20276호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=80587&ancYd=20070917&ancNo=20276&efYd=20070930&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(20) 1ウォンは約0.1円（平成29年10月分報告省令レート）。

寄与金は、一般的な ODA 予算とは異なり、国会の議決を経ない「負担金」⁽²¹⁾として導入され、寄与金の管理・運営等に関する主要施策は、外交通商部長官を委員長とする寄与金運用審議委員会で審議されることになった（同法第 18 条の 2 第 4 項）。

また、寄与金の徴収は空港運営者が代行し（同法施行令第 10 条の 3）、寄与金の管理・運営は韓国国際協力団に委託された（同法第 18 条の 2 第 3 項）。なお、寄与金は同法附則により 5 年間の有効期限付き（2012 年 9 月 29 日まで）で導入されたが、2012 年 8 月の同法改正により、さらに 5 年間（2017 年 9 月 29 日まで）延長された（後述）。

導入当初の寄与金の規模は、年間 150 億ウォン前後で推移していたが、国際線利用者の増加に伴い次第に規模が拡大し、2015 年は 280 億ウォン以上の収入があった（表 1 参照）。

寄与金の使途のうち、最も大きな割合を占めるのが UNITAID⁽²²⁾への拠出であり、最近 5 年間（2011～2015 年）で、計 283 億 800 万ウォンの支援を行っている⁽²³⁾。その次が GAVI ワクチンアライアンス⁽²⁴⁾への拠出で、最近 5 年間（2011～2015 年）で計 69 億 4100 万ウォンの支援を行っている⁽²⁵⁾。

表 1 国際貧困撲滅寄与金の運用状況 (単位：億ウォン)

年	収入	手数料（注 1）	造成額（注 2）	支出額	繰越額
2007（10 月以降）	33.58	2.44	31.14	-	31.14
2008	151.41	10.85	140.56	91.24	49.32
2009	144.22	7.81	136.41	120.85	15.56
2010	176.74	9.58	167.16	150.52	16.64
2011	187.99	10.15	177.84	128.98	48.86
2012	210.52	10.03	200.49	132.65	67.84
2013	225.70	10.74	214.96	102.91	112.05
2014	255.55	11.18	244.37	96.99	147.38
2015	282.13	13.41	268.72	237.83	30.89
計	1,667.84	86.19	1,581.65	1,061.97	519.68

(注 1) 空港運営者に支払う委託手数料

(注 2) 収入から委託手数料を控除し、基金に組み込まれた額

(出典) 「국제질병퇴치기금법안 심사보고서」p.5. 의안정보시스템ウェブサイト (<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=0478D10A-EFAC-CBE2-6D35-8D05791BF4F4&type=1>) を基に筆者作成。

(21) 負担金とは、中央行政機関の長、地方公共団体の長、行政権限の委託を受けた公共団体又は法人の長等、法律の規定により金銭的負担の賦課権限を付与された者が、特定の公益事業に関連して法律で定めるところにより賦課する租税以外の金銭支払義務（特定の義務履行を担保するための預り金又は保証金の性格を有するものを除く。）をいう（負担金管理基本法第 2 条）。なお、寄与金を負担金として導入するため、韓国国際協力団法の改正とは別に、2007 年 3 月 29 日、「負担金管理基本法」も改正された。「[176178] 부담금관리기본법 일부개정법률안 (대안) (국회운영위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト (http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M0A7S0O2F2R8C1F3Z4O0V2U7M3Q5V6)

(22) 2006 年 9 月にフランス、チリ、ブラジル、ノルウェー、イギリスの 5 か国により創設された国際医薬品購入ファシリティで、航空券連帯税を主な財源としている。開発途上国において HIV、マラリア及び結核を治療するための医薬品を利用しやすくするため、医薬品の大量購入やジェネリック医薬品の利用により価格を引き下げる活動を行っている。

(23) 외교통일위원회회수석전문위원 「국제질병퇴치기금법안 【정부 제출】 검토보고서」 2016.11, p.25. 의안정보시스템ウェブサイト (<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=9A512B1D-A9D1-F43F-7452-2EDCF86037D7&type=1>)

(24) GAVI ワクチンアライアンス (Global Alliance for Vaccines and Immunization) は 2000 年の世界経済フォーラム (ダボス会議) で発足した団体で、ジュネーブに本拠を置く。開発途上国における予防接種の普及等を、官民協力プロジェクトを通じて行っている。

(25) 외교통일위원회회수석전문위원 前掲注(23)

II 国際疾病撲滅基金法

1 寄与金の期間延長

2011年中頃から、2012年9月の有効期限到来以降の寄与金の在り方に関する複数の法案が国会に提出された(表2参照)。

第18代国会(2008年5月～2012年5月)では、5年延長案⁽²⁶⁾(表2の①)、恒久化案⁽²⁷⁾(同②)、3年延長案⁽²⁸⁾(同③)の3法案が議員提出法案として提出され、2012年2月6日に外交通商統一委員会において国会審議が開始された。審議では、寄与金の趣旨については理解が示される一方で、寄与金が国の歳入に含まれず国会の議決を経ない点や、国際線利用者と貧困・疾病撲滅の関連性が希薄な点が問題点として指摘された⁽²⁹⁾。これら3法案は、同年4月の国会議員総選挙を控えて審議の継続が困難となり、いずれも同年5月の第18代国会の終了に伴い廃案となった。

続く第19代国会(2012年5月～2016年5月)では、2012年9月の寄与金の有効期限が差し迫る中、同年6月28日に、議員提出法案として韓国国際協力団法一部改正法律案⁽³⁰⁾が国会に提出された(表2の④)。同改正法案には、寄与金の5年延長に加え、1万ウォン以下の範囲で座席等級別に寄与金の額を定める規定も盛り込まれていた。

同改正法案は、同年7月27日の外交通商統一委員会において国会審議が開始され、新規に盛り込まれた座席等級別の寄与金については、貧困の撲滅に対する責任が座席等級に比例して重くなると考えることはできないとの指摘があった⁽³¹⁾。一部委員からは、これまでの寄与金総額の40%は外国人客が支払っており、外国人がファーストクラス及びビジネスクラスに搭乗する可能性がより高いと思われるので、創意工夫された方法ではないかとの意見もあったが⁽³²⁾、審議の結果、座席等級別の寄与金に係る条項は削除された。他方、これまでと同様に、寄与金が国会の議決を経ない点も問題視されたため、その改善策として、外交通商部長官が、寄与金の管理・運営等に関する寄与金運用審議委員会の審議結果を毎年国会に報告する規定(同法第18条の3)が追加されることになった⁽³³⁾。これらの内容を反映した修正案は、2012年8月1日に国会本会議で可決され、同月13日に公布・施行された。

この法改正により、寄与金の有効期限の5年延長(2017年9月29日まで)や、国会報告制度の導入が決まった。その一方で、座席等級別寄与金の導入に関する議論は先送りされた。また、国会審議では、歳入外で運用されている現行の寄与金の在り方そのものが、

(26) 「[1812159] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (강창일의원등 10인)」 의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1R1F0A6M0K8Y1C4U5M5R1F4A4W3Q5>

(27) 「[1812385] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (홍정욱의원등 18인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1B1V0Z6Q2G8C1L5Z1L9D2A1R6Q3A3>

(28) 「[1812618] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (최규성의원등 10인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1P1X0H7D1G3I1Z7R5M8O4W9O4X7V7>

(29) 성석호 「한국국제협력단법 일부개정법률안 (4건) 【강창일 의원 등 10인 발의】 【홍정욱 의원 등 18인 발의】 【최규성 의원 등 10인 발의】 【정부 제출】 검토보고서」 2012.2, pp.14-17. 同上 <<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=4A32AE91-E330-827C-FA25-39937EDDDF78&type=1>>

(30) 「[1900389] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (강창일의원 등 30인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1B2D0P6O2S8L1O7F1Y9X4U6P9T5S3>

(31) 「제309회국회 (임시회) 외교통상통일위원회회의록」 제4호, 2012.7.27, p.2. 同上 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=041760>

(32) 同上, p.4.

(33) 외교통상통일위원회 「한국국제협력단법 일부개정법률안 심사보고서」 2012.8, pp.22-26. 同上 <<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=B295373A-D5F5-9BD3-C2B0-CCD27E3FA3D5&type=1>>

国家財政法⁽³⁴⁾で規定する総計予算主義⁽³⁵⁾に反しているとの指摘があった⁽³⁶⁾。

なお、同改正法案の国会審議において、安鴻俊（アン・ホンジュン）外交通商統一委員会委員長は、当時の潘基文国連事務総長から国会議長宛てに、寄与金延長に関する協力要請があったことを明らかにした⁽³⁷⁾。

表 2 有効期限到来以降の寄与金の在り方に係る法案

法案	寄与金の在り方	座席等級別負担	国会審議の結果
①韓国国際協力団法改正法案 (2011年6月8日議員提出)	5年延長	なし	廃案 (2012年5月29日)
②韓国国際協力団法改正法案 (2011年6月28日議員提出)	寄与金として恒久化	なし	廃案 (2012年5月29日)
③韓国国際協力団法改正法案 (2011年7月13日議員提出)	3年延長	なし	廃案 (2012年5月29日)
④韓国国際協力団法改正法案 (2012年6月28日議員提出)	5年延長	審議の過程で削除	可決 (2012年8月1日)
⑤国際貧困撲滅基金法案 (2014年10月31日議員提出)	基金化	なし	廃案 (2016年5月29日)
⑥韓国国際協力団法改正法案 (2016年9月2日議員提出)	基金化	なし	廃案 (2016年12月13日)
⑦国際疾病撲滅基金法案 (2016年10月27日政府提出)	基金化	あり	可決 (2016年12月2日)

(出典) 各法案の内容を基に筆者作成。

2 基金化への動き

2014年10月31日、寄与金の今後の安定的な運用を図ることを目的として、寄与金を国会の議決を要する基金に転換して恒久化する国際貧困撲滅基金法案が与党議員により国会に提出された⁽³⁸⁾ (表2の⑤)。

基金とは、特定の目的のために特定の資金を柔軟に運用する必要がある時に限り、法律により設置されるものである (国家財政法第5条第1項)。政府は、基金運用計画案を会計年度(1月1日から12月31日まで)開始120日前までに国会に提出しなければならず(同法第68条第1項)、国会は基金運用計画案を会計年度開始30日前までに審議・確定する(国会法⁽³⁹⁾第84条の2)。

国際貧困撲滅基金法案の国会審議では、政府も基金化の必要性を認識しており、同法案の成立を支援しているとの外交部担当者の発言もあったが⁽⁴⁰⁾、基金とは特定の目的のため

(34) 「국가재정법 (법률 제14381호)」 국회법률정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&contId=2006100400000004&contSid=0051&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&viewGb=PROM>

(35) 全ての収入・支出を歳入予算・歳出予算として予算に計上する原則。国家財政法第17条に規定されている。

(36) 외교통상통일위원회 前掲注(33), p.20.

(37) 「제309회 국회 (임시회) 외교통상통일위원회회의록」 前掲注(31), p.5.

(38) 「[1912215] 국제빈곤퇴치기금법안 (심윤조의원 등 15인)」 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1O4B1T0Y3S1M1P2W0G1L3S8S2E8F3>

(39) 「국회법 (법률 제14840호)」 국회법률정보시스템ウェブサイト <[>](http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&selectCollection=&viewGb=PROM&contSid=0064&contId=1948100200000001&cachePreid=ALL&sfield=&keyWord=&srchType=&genMenuId=&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_selectCollection=&back_viewGb=PROM&back_contSid=0064&back_contId=1948100200000001&back_cachePreid=ALL&back_sfield=&back_keyWord=&back_srchType=)

(40) 「제332회국회 (임시회) 외교통일위원회회의록 (법안심사소위원회)」 제2호, 2015.4.29, p.13. 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=045150>

に特定の資金を柔軟に運用することを目的として設置されるものであるにもかかわらず、現状では一般会計による韓国国際協力団の協力事業と、寄与金による事業が明確に区別されていないとの指摘も見られた⁽⁴¹⁾。

結局、同法案は審議未了のまま第19代国会の終了とともに廃案となり、寄与金の在り方をめぐる議論は次の第20代国会（2016年5月～2020年5月）に持ち越された。

第20代国会開始後、外交部は、基金化に向けて政府提出法案の準備を進めた。2016年8月3日、外交部は、航空券連帯税による国際社会への支援の継続や、これまで国会から指摘されてきた寄与金の歳入外運用問題を是正すること等を理由に、寄与金を基金へ転換し、座席等級別に納付額に差を設けることを可能にするための法案を立法予告（パブリックコメントに相当）した⁽⁴²⁾。立法予告された法案は、同年10月27日に「国際疾病撲滅基金法」（以下「疾病基金法」という。）案という題名で政府提出法案⁽⁴³⁾として国会に提出された（表2の⑦）。

疾病基金法案の国会審議において主な論点となったのは、次の3つである。

1つ目は、基金事業の内容である。第19代国会における国会審議と同様に、基金化に当たっては一般会計事業と基金事業を区別する必要性について問題提起された⁽⁴⁴⁾。この点について外交部の担当者は、今後は両者を区別し、疾病撲滅は基金事業において実施していくこと、特にサハラ以南のアフリカ地域における疾病撲滅を中心に基金事業を実施していく意向であるとの答弁を行った⁽⁴⁵⁾。

2つ目は、座席等級別の納付額に係る規定である。元の法案では、1万ウォン以下の範囲において大統領令で定める金額を基金に納付しなければならないと規定されており、エコノミークラスの納付額の値上げも可能となっていた。これについて、エコノミークラスの納付額は1千ウォンであることを明記した上で、上位等級の座席についてのみ1万ウォン以下の範囲において金額を別に定めることができるとの内容に改められた⁽⁴⁶⁾。

3つ目は、国際線利用者と、開発途上国の貧困・疾病対策の関連性である。疾病基金法案に対しても、両者の関連性が希薄であることが改めて指摘された。国会審議では、国際線利用者に対する義務的な納付を正当化するに当たり、①一般人と区別される同質性を有する特定集団に属する者に限り賦課されること、②賦課を通じて達成しようとする課題と賦課される集団との間に特に客観的に密接な関連性があること、③達成しようとする課題に負担を負うべき責任が認められる集団に対してのみ賦課されること、④収入が納付義務者の集団的利益のために用いられること、の4つの基準に基づいて検討が行われた。その結果、国際線利用者が感染症等の疾病の拡大の原因を提供したとみなすことにより国際線利用者を義務納付者と規定したとしても、④の基準を満たすと考えるには限界があると指摘された。しかし、この点については、国際疾病撲滅基金（以下「疾病基金」という。）によって実現しようとする、疾病撲滅を通じた人道主義の実現という政策目的が考慮されること

(41) 외교통일위원회수석전문위원 「국제빈곤퇴치기금법안 【심윤조의원 대표발의】 검토보고서」 2004.11, pp.8-11. 同上 <<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=0E96D8AE-0EED-666F-35B0-DA8D75CC3816&type=1>>

(42) 외교부 「외교부 공고 제2016-76호 항공권연대질병퇴치기금법 제정안 입법예고」 2016.8.3. <<http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=260&seqno=361257>>

(43) 「[2002969] 국제질병퇴치기금법안 (정부)」 의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_E1F6M1D0Y2H7L1Z7C3D3Y5M6Q6L9Z3>

(44) 외교통일위원회수석전문위원 前掲注(23), pp.10-12.

(45) 「제346회국회 (정기회) 외교통일위원회회의록 (법안심사소위원회)」 제3호, 2016.11.16, p.20. 의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=046755>

(46) 외교통일위원회 「국제질병퇴치기금법안 심사보고서」 2016.11, pp.27-32. 同上 <<http://likms.assembly.go.kr/nfilegate/servlet/FileGate?bookId=0478D10A-EFAC-CBE2-6D35-8D05791BF4F4&type=1>>

で正当化され得ると結論付けられた⁽⁴⁷⁾。

疾病基金法案は、上述の座席等級別納付額等に係る修正を経て、2016年12月2日に国会本会議で可決され、同月20日に公布された（2017年1月1日施行）。これにより、寄与金の繰越金は基金に移行し（疾病基金法附則第2条）、韓国国際協力団法に規定されていた寄与金の根拠規定は削除された（疾病基金法附則第3条第2項）。ただし、国際線利用者が支払う納付金自体は、負担金としての位置付けが維持される（疾病基金法附則第3条第1項）。

なお、第20代国会では、寄与金の基金化に係る改正法案が議員立法でも提出されていた（表2の⑥）⁽⁴⁸⁾が、同改正法案の内容は疾病基金法案に十分に反映されているとの理由から廃案となった。

3 法の概要と意義

疾病基金法は、これまで韓国国際協力団法に規定されていた寄与金を基金化するために制定された法律であり、本則13か条及び附則から成る。疾病基金の財源、用途、運用管理及び会計等、疾病基金に係る包括的な規定が盛り込まれている（疾病基金法の概要は表3を参照）。

疾病基金法が制定されたことにより、有効期限付きの一時的な措置であった寄与金が基金化され、恒久的な疾病基金として再出発した。また、疾病基金法の制定と併せて国家財政法も改正された⁽⁴⁹⁾。これにより、疾病基金は国家財政法上の基金に位置付けられ、寄与金に対する主な批判の1つであった、国会の議決を経ないという問題点は解消されることになった。

さらに、これまで寄与金に対し、ODAを補完する役割を十分に発揮するためには一層の規模拡大が必要との指摘もあったが⁽⁵⁰⁾、今回の疾病基金法の制定により、座席等級別に納付額を設定する法的根拠が新設され、将来的に基金の規模を拡大する道が開かれた。外交部の試算によると、仮にファーストクラスの納付額を1万ウォン、ビジネスクラスの納付額を3千ウォンに増額した場合、年間約270億ウォンから約350億ウォンへ、約35%の増収が見込まれている⁽⁵¹⁾。

(47) 同上, pp.14-15.

(48) 「[2002060] 한국국제협력단법 일부개정법률안 (주승용의원 등 10인)」 同上 〈http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1G6Q0E9K0V2Q1X3F4C6A5I9W4O6I6〉

(49) 「[2003428] 국가재정법 일부개정법률안 (유성엽의원 등 13인)」 同上 〈http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1Y6C1Z1A0S9X1C7Z2K6R5Y8A6I0R3〉

(50) 유웅조 「『한국국제협력단법』 제18조의2 (국제빈곤퇴치기여금) 의 입법영향 분석」 『현안보고서』 Vol.212, 2013.12, p.27. 국회입법조사처 웹사이트 〈http://drm.nars.go.kr:7003/sd/imageviewer?ViewerYn=Y&type=H&doc_id=145417&file_name=KO2YhOyViOuztOqzoOyEnDlxMu2YuC0yMDEzMTIyNynjglztlZzqta3qta3soJztmJHroKXri6jrspXjg10g7KCcMTjsobDsnZgyKOq1reygnOu5iOqzpO2HtOy5mOq4sOyXrOq4iCnsnZgg7J6F67KV7JiB7ZallOu2hOyEnS5wZGY%3D〉

(51) 「제346회국회 (정기회) 외교통일위원회회의록 (법안심사소위원회)」 前掲注(45), p.21.

表3 国際疾病撲滅基金法の構成と概要

条	各条の見出し	主な内容
1	目的	開発途上国の疾病の予防及び撲滅を支援するための基金を設置し、その運用・管理に必要な事項を定める
2	定義	「開発途上国」及び「疾病」の定義を規定する
3	基金の設置及び財源	基金の財源を政府出捐金（注1）、出国納付金及び基金運用収益金とする
4	基金の用途	開発途上国の疾病の予防・撲滅支援、関係団体の支援等の用途に使用する
5	出国納付金の納付等	国内空港から出国する者であって大統領令で定めるものに1千ウォン（上位等級の座席の場合は最高1万ウォン）を賦課・徴収する
6	基金の運用・管理	外交部長官は基金を運用・管理するが、韓国国際協力団に委託できる
7	基金の会計機関	外交部長官は基金の収入及び支出に係る事務を行う公務員（韓国国際協力団に委託した場合はその理事及び職員）を任命する
8	余剰資金の運用	外交部長官は余剰資金を金融機関への預金等により運用できる
9	民間専門家の雇用	外交部長官は基金関連業務のために民間専門家を雇用できる
10	出国納付金の賦課・徴収業務の代行	外交部長官は出国納付金の賦課・徴収の業務を指定する者に代行させることができ、代行者に当該業務に必要な経費を支給することができる
11	利益及び欠損の処理	利益金は全額積み立て、損失金は積立金により補填し、補填しても不足するときは政府が補填する
12	監督及び命令	外交部長官は基金の運用・管理の委託事務及び出国納付金の賦課・徴収の代行事務を監督する
13	罰則適用における公務員擬制	韓国国際協力団の理事・職員及び民間専門家を、刑法第129条から第132条の規定（注2）の適用において公務員とみなす
附	施行日、基金の財源に関する特例、他の法律の改正	

（注1） 政府が法令に基づいて拠出する反対給付のない資金をいう。

（注2） 収賄、事前収賄、第三者賄賂提供、加重収賄、事後収賄及び斡旋収賄に係る規定をいう。

（出典） 国際疾病撲滅基金法の条文を基に筆者作成。

おわりに

航空券連帯税を含む国際連帯税の導入をめぐる議論は、日本においても近年、官民双方で活発になってきており、2008年2月には超党派の「国際連帯税創設を求める議員連盟」が発足した⁽⁵²⁾。最近では、平成28年度に外務省が国際連帯税の導入に係る委託調査⁽⁵³⁾を行っている。

航空券連帯税は、既に課税のための基盤が整っており、国際連帯税の中でも実現可能性の高いメカニズムであるとされる⁽⁵⁴⁾。しかし、韓国の航空券連帯税関連法案の国会審議では、なぜ国際線利用者が開発途上国の貧困・疾病対策に責任を負うことになるのか、両者の関係が繰り返し問われた。

また、疾病基金法の制定により、座席等級別の納付額に係る根拠規定も新設されたが、上位の座席等級の利用者にとってはこれまで以上の負担となるため、実際の導入に当たっては、世論の幅広い合意形成が重要になってくると考えられている。そのため、韓国政府は、座席等級別に納付額を設定する仕組みを直ちに導入することは予定しておらず、世論の理解を得られた場合に導入を検討するとしている⁽⁵⁵⁾。

(ふじわら なつと)

(52) 国際連帯税推進協議会「国際連帯税推進協議会（寺島委員会）中間報告書」2009.12.13, p.3. 経済産業省ウェブサイト〈<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100723b09j.pdf#search=%27%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%B8%AF%E7%A8%8E%E3%81%AE%E5%89%B5%E8%A8%AD%E3%82%92%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%8B%E8%AD%B0%E5%93%A1%E9%80%A3%E7%9B%9F%27>〉

(53) 一般財団法人日本総合研究所「平成28年度開発援助調査研究業務「国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計及び効果・影響の試算等」概要」2017.2.28. 外務省ウェブサイト〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000244681.pdf>〉

(54) 稲田ほか 前掲注(7), p.70.

(55) 외교부 「‘친원의 행복’ 소중한 친원으로 국제사회 질병퇴치에 기여」2016.12.4. 〈http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=362937&c=TITLE&t=&pagenum=12&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=〉

国際疾病撲滅基金法

국제질병퇴치기금법

(制定 2016 年 12 月 20 日 法律第 14404 号 施行 2017 年 1 月 1 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人 訳

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、開発途上国の疾病の予防及び撲滅⁽²⁾を支援するのに必要な資金を調達するため、国際疾病撲滅基金を設置し、その運用・管理に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「開発途上国」とは、「国際開発協力基本法」⁽³⁾第 2 条第 2 号の規定による開発途上国をいう。
2. 「疾病」とは、次の各目⁽⁴⁾のいずれかに該当するものをいう。
イ. 「感染症の予防及び管理に関する法律」⁽⁵⁾第 2 条第 1 号の規定による感染症
ロ. その他開発途上国に固有の疾病等、外交部⁽⁶⁾長官がその予防及び撲滅のための支援が必要と認め告示する疾病

第 3 条 (基金の設置及び財源)

- ① 政府は、開発途上国の疾病の予防及び撲滅を支援するのに必要な資金を確保するため、国際疾病撲滅基金（以下「基金」という。）を設置する。
- ② 基金は、次の各号に掲げる財源により造成する。
 1. 政府出捐金⁽⁷⁾
 2. 第 5 条第 1 項の規定による納付金（以下「出国納付金」という。）
 3. 基金運用収益金

第 4 条 (基金の用途)

基金は、次の各号のいずれかに該当する用途に使用する。

1. 開発途上国の疾病の予防・撲滅の支援

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年10月19日現在である。

(1) 「국제질병퇴치기금법 (법률 제14404호)」 국회법률정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&contId=2016122000000001&contSid=0001&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&viewGb=PROM>

(2) 原文の直訳は「退治」であるが、本稿では全て「撲滅」と訳出した。

(3) 「국제개발협력기본법 (법률 제12767호)」 국회법률정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3318&PROM_DT=20141015&PROM_NO=12767>

(4) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。

(5) 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 (법률 제14316호)」 국회법률정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FlawsLawtInqyDetl1010.do&genActiontypeCd=2ACT1010&genDoctreattypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActiontypeCd=&contSid=0033&contId=1954020200000002&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1020&back_contSid=0033&back_contId=1954020200000002&back_cachePreid=ALL&srchDtType=exeDt&undefined=&srchStaDt=&srchEndDt=&doctreattypeCd=C&srchNm=&dumy=&orderType=&orderObj=&srchType=contNm>

(6) 部は省に相当。

(7) 政府出捐金とは、政府が法令に基づいて拠出する反対給付のない資金をいう。

2. 開発途上国の疾病の予防・撲滅を主要目的とする国際機構（「国際開発協力基本法」第2条第4号の規定による国際機構をいう。）及び民間団体の支援
3. 基金の造成、運用及び管理のための経費の支出

第5条（出国納付金の納付等）

- ① 国内空港から出国する者であつて、大統領令で定めるものは、1千ウォン⁽⁸⁾を基金に納付しなければならない。ただし、外交部長官は、航空機座席等級に区分があるときは、上位等級の座席で出国する者に対しては、1万ウォン以下の範囲において、座席等級により差を設けて大統領令で定める金額を賦課・徴収することができる。
- ② 出国納付金を賦課された者が、賦課された出国納付金に対して異議があるときは、賦課された日から60日以内に外交部長官に異議を申し立てることができる。
- ③ 外交部長官は、第2項の規定による異議申立てを受けたときは、当該申立てを受けた日から15日以内にこれを検討し、その結果を申立人に書面で通知しなければならない。
- ④ 出国納付金の賦課・徴収の手續等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条（基金の運用・管理）

- ① 基金は、外交部長官が運用・管理する。
- ② 外交部長官は、大統領令で定めるところにより、基金の運用・管理に関する業務を「韓国国際協力団法」⁽⁹⁾に規定する韓国国際協力団（以下「協力団」という。）に委託することができる。
- ③ 協力団は、第2項の規定により基金の運用・管理に関する業務の委託を受けたときは、基金を他の運営財源と区別して会計処理しなければならない。

第7条（基金の会計機関）

- ① 外交部長官は、所属公務員の中から、基金の収入及び支出に関する事務を行わせるため、基金収入徴収官、基金財務官、基金支出官及び基金出納公務員を任命する。
- ② 外交部長官は、第6条第2項の規定により基金の運用・管理に関する事務を委託したときは、協力団の理事の中から基金収入担当理事及び基金支出負担行為⁽¹⁰⁾担当理事を、協力団職員の中から基金支出職員及び基金出納職員を、それぞれ任命することができる。この場合において、当該任命を受けた者は、次の各号に掲げる区分による職務を遂行する。
 1. 基金収入担当理事：基金収入徴収官の職務
 2. 基金支出負担行為担当理事：基金財務官の職務
 3. 基金支出職員：基金支出官の職務
 4. 基金出納職員：基金出納公務員の職務

第8条（余剰資金⁽¹¹⁾の運用）

外交部長官は、基金に余剰資金があるときは、次の各号に掲げる方法により運用することができる。

(8) 1ウォンは約0.1円（平成29年10月分報告省令レート）。

(9) 「한국국제협력단법（법률 제14404호）」 국회법률정보시스템ウェブサイト（http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0012&PROM_DT=20161220&PROM_NO=14404）韓国国際協力団（KOICA）は、政府の対外無償援助実施機関として1991年4月に設立された。

(10) 原文の直訳は「基金支出原因行為」である。

(11) 原文の直訳は「余裕資金」である。

1. 「銀行法」⁽¹²⁾ その他の法律の規定による金融機関への預金
2. 「公共資金管理基金法」⁽¹³⁾ の規定による公共資金管理基金への預託
3. 国債、公債その他有価証券の買入れ

第9条（民間専門家の雇用）

- ① 外交部長官は、基金の執行、評価、決算及び余裕資金の管理等の業務を効率的に遂行するため、民間専門家を雇用することができる。この場合において、必要な経費は、基金から使用することができる。
- ② 第1項の規定による民間専門家の雇用及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（出国納付金の賦課・徴収業務の代行）

- ① 外交部長官は、大統領令で定めるところにより、出国納付金の賦課・徴収の業務を、関係中央行政機関の長と協議し指定する者に代行させることができる。
- ② 外交部長官は、第1項の規定により出国納付金の賦課・徴収の業務を代行させたときは、基金から出国納付金の賦課・徴収の業務を代行する者に、当該業務に必要な経費を支給することができる。

第11条（利益及び欠損の処理）

- ① 基金の決算上、利益金が生じたときは、全額積み立てなければならない。
- ② 基金の決算上、損失金が生じたときは、第1項の規定による積立金により補填し、当該積立金により補填しても不足するときは、政府が予算の範囲において補填することができる。

第12条（監督及び命令）

外交部長官は、次の各号のいずれかに該当する業務を監督し、これに必要な命令を行うことができる。

1. 第6条第2項の規定により基金の運用・管理に関する事務を委託した場合の当該委託事務
2. 第10条第1項の規定により出国納付金の賦課・徴収の業務を代行させた場合の当該代行業務

第13条（罰則適用における公務員擬制）

次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定⁽¹⁴⁾を適用するときは、公務員とみなす。

(12) 「은행법 (법률 제14826호)」 국회법률정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActionTypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2041&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActionTypeCd=&TOTALVIEWCOUNT=&viewGb=&contSid=0039&sfield=&srchType=contNm&selectCollection=&contId=1950050500000001&revNo=&basicDt=20171019&cachePreid=ALL&keyWord=&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&back_TOTALVIEWCOUNT=&back_viewGb=&back_contSid=0039&back_sfield=&back_srchType=contNm&back_selectCollection=&back_contId=1950050500000001&back_revNo=&back_basicDt=20171019&back_cachePreid=ALL&back_keyWord=&basicDtView=2016.12.01&minExeDt=19500505>

(13) 「공공자금관리기금법 (법률 제14839호)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/law/lawsLawtInqyDetl1010.do?mappingId=%2FflawsLawtInqyDetl1010.do&genActionTypeCd=2ACT1010&genDoctreatypeCd=DOCT2004&procWorkId=&workstepId=&repFlowId=&flowId=&workId=&workSno=&winWd=&winHg=&winTypeAttr=M&nextWinWd=&nextWinHg=&nextWinTypeAttr=&nextMappingId=&nextGenActionTypeCd=&srchStaDt=&srchEndDt=&contSid=0021&srchDtType=exeDt&contId=1993123100000004&cachePreid=ALL&genMenuId=menu_serv_nlaw_lawt_1010&back_srchStaDt=&back_srchEndDt=&back_contSid=0021&back_srchDtType=&back_contId=1993123100000004&back_cachePreid=ALL&undefined=&doctreatypeCd=C&srchNm=&dumy=&orderType=&orderObj=&srchType=contNm>

(14) 「형법 (법률 제14415호)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1466&PROM_DT=20161220&PROM_NO=14415> 第129条から第132条までの規定とは、収賄、事前収賄、第三者賄賂提供、加重収賄、事後収賄及び斡旋収賄に係る規定を指す。

1. 第6条第2項の規定により委託を受けた業務を遂行する協力団の理事及び職員
2. 第9条第1項の規定により雇用された民間専門家

附則<法律第14404号、2016年12月20日>

第1条（施行日）

この法律は、2017年1月1日から施行する。

第2条（基金の財源に関する特例）

この法律の施行の際、従前の「韓国国際協力団法」（附則第3条第2項の規定により改正される前のものをいう。以下「同法」という。）第18条の2の規定により賦課・徴収された国際貧困撲滅寄与金のうち、2016年12月31日までに同法第15条後段の規定による開発途上国の貧困及び疾病の撲滅のための用途に使用されなかった金額は、第3条第2項の規定にかかわらず、基金の財源とする。

第3条（他の法律の改正）

- ① 負担金管理基本法⁽¹⁵⁾の一部を次のように改正する。

別表に第13号の2を新設する。

13の2. 「国際疾病撲滅基金法」第5条第1項の規定による納入金別表第84号を削除する。

- ② 韓国国際協力団法の一部を次のように改正する。

第15条各号以外の部分の後段及び同条第3号をそれぞれ削除する。

第18条の2及び第18条の3をそれぞれ削除する。

法律第8316号韓国国際協力団法一部改正法律附則第2項を削除する。

法律第11482号韓国国際協力団法一部改正法律附則第2条を削除する。

（ふじわら なつと）

(15) 「부담금관리 기본법 (법률 제14839호)」 同上 <